

フレカ(電子マネー機能付ポイントカード)会員規約

本規約は、株式会社フレカ(以下「当社」といいます。)が発行するフレカ全般に関して規定するもので、フレカに付随するポイントカード・機能付カードに関する規約はフレカポイントカード利用規約、電子マネー機能に関する規約はフレカ電子マネーサービス利用規約が適用されます。

第1条(定義)

- 会員とは、本規約の内容を承認の上、所定の手続きをされ、当社が、フレカの発行を受けたお客様をいいます。
- フレカとは会員がポイントサービスを受け取る金庫、また、フレカマネーを管理および利用するためのカードで本規約末尾に記載されるフレカ規約を付したカードをいいます。

第2条(金決済)

所定の入会申込書に必要事項をご記入いただき、お申し込みください。(その場でカードを発行します)

第3条(フレカの発行)

- ご記入いただいた入会申込書と引き換えにフレカを発行いたします。
- フレカはお客さまの同一様式の発行となります。
- フレカはカード1発行手数料として、100円(税込)を支払うものとします。
- 当社は理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第4条(電話事項の変更)

住所、氏名、電話番号などの届出内容に変更があった場合、速やかに入会受付店舗へ申し出て下さい。

第5条(個人情報保護の管理・利用)

当社は会員から申請してご提供いただいた個人情報について、当社の個人情報保護方針に基づく必要な保護措置を講じて管理いたします。会員は、それ以下に示す利用目的の範囲内で利用する事をあらかじめ同意したものとします。

- 会員からの各種お問い合わせへの対応。
- 紛失、盗難等によるフレカの利用停止および再発行のための本人確認等への対応。
- 商品、サービス、特典等をDM、メール、お電話等でご案内する事ができます。
- 会員のサービス利用履歴分析、市場調査、商品開発等、統計資料を作成することがあります。
- 当社は、フレカと電子マネーの連携・利用の事を多くのお客様に提供することにより、お客様の利便性を向上させたいと考えています。
- 国の機関または地方公共団体の、法令の定める業務を遂行する事に協力する場合があります。
- システム全体の安全性の確保、および不適切な利用を防止する事等、フレカの利用状況について調査および情報収集を行うことがあります。

上記以外の目的で個人情報を利用する場合には、改めて利用目的を明示して、会員の同意をいただくものとします。

第6条(業務委託)

当社は本規約に基づき生じる業務を円滑に行うために、その一部または全部を第三者に委託する事が出来るものとします。

第7条(反社会的勢力の排除)

- 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総連会、反社会運動標榜グループ、知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当しないこと、かつ将来にも該当しないことを確約するものとします。
- 当社は、会員が反社会的勢力に属すると判明した場合、警告するだけでなく、利用停止をすることができ、当該親類は失効するものとします。また当社はこれにより被った損失、損害、費用等の損害賠償を請求できるものとします。

第8条(通知の到達)

当社は、会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所に宛てて通知を送付すれば足りるものとします。当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったときも、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第9条(合意書調印義務)

会員は、本規約に基づき取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所することを異議なく承諾するものとします。

フレカ電子マネーサービス 利用規約

第1条(目的)

本規約は、フレカに付帯する「ポイントサービス」について規定するものであり、会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条(フレカの発行)

フレカの発行は、お同一様式1枚限りとしてさせていただきます。またカードのご使用は、会員ご本人・ご家族に限らせていただきます。お申込みにあつては、本人確認をご提示いただく場合がございますのでご了承ください。また、フレカやポイントを他人に貸与・譲渡・質入れ等の担保に供することはできません。

第3条(合意書調印)

(1)当社は加盟店でのお客様の際、お買上액に金銭に対し一定割合のポイントを提供いたします。但し、税額部分はポイント付与の対象となりません。貯められたポイントが所定の数量に達した場合は、フレカにお買物券を差し替えます。

第4条(ポイントサービスの利用)

- フレカ加盟店全てでご利用いただけます。
- フレカをご利用の際は、ご精算前にご提示ください。事前にフレカのご提示が無い場合は、ポイントが付与されません。ポイントが付与された後、お客様がフレカを紛失・盗難・破損・汚損した場合は、ポイントはご利用可能な店舗にお持ちください。
- 商品券その他の金券類、たとえば、店頭販売、宅配便、その他当社が定める一部商品の購入では、ポイントが付与されません。
- クレジットカードでお支払いの際は、ポイントが付与されません。
- ポイントの有効期限は最終買上日より1年間となります。(有効期限切れ扱いとなります。)

第5条(フレカの事項変更や紛失・盗難・破損・汚損等による再発行)

(1)ご住所、ご氏名、その他住所・氏名に關した事項の変更、フレカの紛失・盗難・破損・汚損した場合、速やかに全店が使用可能な手続きを講じてください。なお、フレカの利用停止により、第三者がフレカやポイントの不正な使用をしようとする場合、当社はそれらを補償する責を負いません。※フレカの紛失や盗難等による再発行やご依頼により失効された場合、旧カードのポイントは全て失効となります。

(2)お客様はフレカの再発行に伴い、当社所定の発行手数料100円(税込)を支払うものとします。

第6条(金決済)

- お買上額にいずれも該当したときは、会社は会員に何らかの通知や警告をすることなく、直ちに会員の資格を取消し、ポイントが無効としてポイントの利用をお断りすることができるとします。この場合、会員は速やかにカードを返却してください。
- 第2条に違反したとき、または違反するおそれがあるとき合理的に判断したとき
- お申込み時に届いた届出内容(住所・ご氏名等)について虚偽の内容を記載したことが判明したとき
- ご住所等の変更の手続きを怠るにより会員の所在が不明となり、会員への通知・連絡が行えないとき合理的に判断したとき
- ポイント加算及び500円のお買物券の使用にあたり不正な行為があったとき合理的に判断したとき
- 暴力団・反社会的勢力の買物であることが判明したとき、またはこれと事実上業務と関係ししくは組織上の関係を有していることが判明したとき
- 会員が自らまたは第三者を利用して暴力の要要求行、法的な責任を超えた不当な要求行を、脅迫行、または暴力を用いる等したとき
- その他本規約に違反し、会員として不適格と合理的に判断されたとき

第7条(返却)

退会される場合には、入会受付店舗へカードを返却してください。退会された場合、カードに貯められたポイントは全て失効となります。

第8条(規約の追加・変更)

会社は、ホームページまたは店舗において変更後の本規約の内容を掲載することにより、予告なくでも本規約を適用・変更できるものとします。掲載と同時に変更後の本規約が適用されるものとします。

フレカ電子マネーサービス 利用規約

第1条(目的)

本規約は、株式会社フレカ(以下「当社」といいます。)が発行する、フレカに付帯する「電子マネーサービス」について規定するものであり、フレカの利用について(お客様に以下に示す利用目的の範囲内で)利用する事をあらかじめ同意したものとします。フレカはカード1枚限りとして発行されます。また、フレカはポイントカードと同一の一体型カードで、ポイントカード利用でのサービスに関しましては、別に定めるポイントカード利用規約が適用されるものとします。

第2条(定義)

本規約における用語は、以下の通り定義するものとします。

- フレカ電子マネーとは「フレカ電子マネー」といいます。これは、当社が発行するフレカを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証明するものをいいます。
- フレカ電子マネーサービスとは「フレカ電子マネーサービス」といいます。これは、お客様が当社の電子マネーサービス利用に対し、商品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品・役務(以下「商品等」といいます)の提供の全部、または一部の支払として、当社所定の方法によりフレカにチャージされた電子マネーを利用すること、当社が商品等の購入または提供を受けることができるサービスを行います。
- フレカとは、お客様が電子マネーを管理および利用するためのカードで、本規約末尾に記載されているフレカ規約を付したカードをいいます。
- お客様とは、本規約を承諾のうえ、所定の手続きをされ、当社が入会を認めてフレカを利用される方をいいます。
- チャージとは、第4条に定める方法により、お客様がフレカに電子マネーを加算することをいいます。
- 電子マネー残高とは、お客様が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

第3条(フレカの発行手数料)

- お客様はフレカの発行に伴い、当社所定の発行手数料100円(税込)を支払うものとします。
- 当社は理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第4条(チャージ)

(1)お客様は、当社所定の場所、方法にて、フレカに1,000円以上1,000円未満、1回当たり49,000円未満でチャージすることができ、1枚のフレカに対して、上限10,000,000円(千億)までチャージできるものとします。また、上記金額に達して、次の次のカードに金額を付与できるものとします(以下、付与する金額を「プレミアム」といいます)。プレミアムは当社のキャンペーン等のお客様のニーズや金額等に準じて変動する場合があります。プレミアム1枚のフレカに対して10,000円以下と致します。1枚のフレカに累積できる上限額は、プレミアムを含め110,000円です。

第5条(フレカ電子マネーサービスの利用)

- お客様は、当社電子マネーサービスを利用して電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受ける事が出来るものとします。ただし、商品券その他の金券類、たとえば、宅配便・店頭販売、その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- お客様が当社電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品購入または提供額(差額)を差し引くことにより、金銭にて商品購入や領受をお支払いいただく場合と同様の効果が生じるものとします。
- お客様は、当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法で電子マネーを併用する事ができます。その場合、電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、お客様はその他の不足額を当社が定める方法によりお支払いものとします。
- お客様が当社において、商品等の購入または提供を受ける場合に、利用できる電子マネーカードの枚数は1枚に限り、残高は、お客様が電子マネーサービスの利用した場合には、交付するレシート等にて印刷して表示された電子マネー残高を照会し、誤りがなければご確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされた場合にも、お客様は当該電子マネー残高について誤りが無いことを了承したものとします。

第6条(フレカ電子マネー残高)

- 電子マネー残高は、電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、当ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるとします。またスマートフォン等、当社所定の方法で残高のほかに利用履歴を確認することが出来ます。但し、システム上の都合上、表示できる内容、件数は当社の定めるところによります。照会に際しての電話料及及びインターネット利用代金お客様のお負担となります。
- フレカ(フレカ電子マネー)の有効期限
- (1)お客様は、最後に電子マネーサービスを利用した日、または最後にチャージした日から3年後をもって自動的にフレカの利用の出来なくなります。また、フレカは電子マネー残高の有無によらず無効となり、電子マネー残高の払い戻しはできないものとします。
- (2)フレカの有効期限内、ご利用されたレシートの印字等でも確認できます。電子マネーサービスを利用した日、および最後にチャージした日は、レシートのほかスマートフォン、当ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会すること、ごで、金銭に換えての電話料及及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。

第7条(フレカ電子マネーの取扱いおよび再発行)

- 換数のフレカの電子マネー残高を合併することはできないものとします。
- お客様は当社が認めた場合を除き、フレカの電子マネーを他のフレカに移行することはできないものとします。
- フレカ(フレカ電子マネーサービスの利用ができない場合)

お客様は次のいずれの場合においては、その期間において、チャージすることなく、電子マネーサービスを利用すること、ならびに電子マネー残高の払い戻しを受ける権利を主張することができず、お客様が承諾するものとします。

- (1)当社電子マネーサービスの利用、電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合、およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を停止する場合。
- (2)フレカの破損、または当社電子マネー利用店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3)その他やむを得ない事由のある場合。

第10条(違約金等不可)

第20条の場合を除き電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第11条(フレカの破損・汚損・磁気不良時の再発行)

当社が認められた破損・汚損・磁気不良が生じた場合、当社所定の方法で照会された電子マネー残高は、再発行されたフレカに引き継がれるものとします。この場合、お客様に第3条に定める発行手数料をお支払いいただく場合があります。

第12条(フレカ紛失・盗難等による再発行)

- (1)紛失・盗難等による電子マネーサービスの再発行
- お客様が、再発行されたフレカに引き継がれるものとします。
- お客様がカードの紛失・盗難等をお申し出してから当社の利用停止措置が完了するまでに、およびその程度を要することをお客様は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に電子マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- お客様が紛失・盗難発生時に電子マネーサービスを利用した場合は、その残高が紛失・盗難したフレカに残ったままカードの有効期限を過ぎたときも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- お客様がフレカ申込書へ記載登録間取り、利用履歴等及びの理由により、当社でカードの再発行ができな場合、電子マネー残高は引き継がれないものとします。
- (5)お客様はフレカの再発行に伴い、当社所定の発行手数料をお支払いいただくものとします。

第13条(不正使用等の禁止)

お客様はフレカの不正使用を禁止します。お客様の不正な方法による使用をすることはできません。また、お客様が本規約に違反したとき、当社は当該お客様に対し電子マネーサービスを終了できるとします。また、本規約に違反したときにより当社および他の利用者はまたそれ以外の第三者に損害を与えた場合、その損害賠償の請求を行うことがあります。

第14条(貸与等その外)

お客様は、フレカを他人に貸与もしくは譲渡し、または質入れ等の担保に供することはできません。

第15条(退会および再入会)

- (1)お客様は電子マネー残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会することができ、この場合、当社所定の一定期間が経過したとき、電子マネーサービスが利用できなくなります。
- お客様が本規約に違反したとき、およびフレカの利用状況に照らして、サービス利用者として不適当と当社が判断したときは、当該お客様に対して、事前に通知または警告することなく、電子マネーサービスを停止する場合があります。この場合、当該お客様の電子マネー残高は返還しないものとします。
- お客様が死亡した場合には、フレカを利用できなくなります。この場合、電子マネー残高は失効し、現金の払い戻しも行わないものとします。

第16条(当社との紛論)

- (1)お客様が、電子マネーサービスを利用して購入、または提供を受けた商品等について、返品・欠陥・契約不適合責任等の取引上の問題が発生した場合については、お客様と当社との間で解決することとします。
- (2)前項の場合に於いては、お客様は当社に対し、電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第17条(業務委託)

当社は本規約に基づき生じる業務を円滑に行うために、その一部または全部を第三者に委託する事が出来るものとします。

第18条(反社会的勢力の排除)

- (1)お客様(本条においては電子マネーサービスの利用申込をしようとする方を含みます。)は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総連会、反社会運動標榜グループ、知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当しないこと、かつ将来にも該当しないことを確約するものとします。
- 当社は、お客様が反社会的勢力に属すると判明した場合、警告することなく、利用停止をすることができ、当該親類は失効するものとします。また当社はこれにより被った損失、損害、費用等の損害賠償を請求できるものとします。

第19条(規約の変更)

- (1)当社は、当社所定の方法により事前にお客様に対して変更内容をお知らせすること、本規約を変更することができるとします。また、当該告知後、お客様がチャージ、電子マネーサービスを利用して商品等の購入、電子マネー残高の照会をした場合は、当社はお客様が当該変更内容に承諾したものとします。
- (2)前項の告知がなされた後、お客様が退会することなく1ヵ月が経過した場合には、当社はお客様が当該変更内容に承諾したものとします。

第20条(フレカ電子マネーサービスの終了)

- (1)当社は、次のいずれかの場合には、お客様に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、電子マネーサービスを全面的に終了することとします。
- ①社会的勢力の排除 ②法令の改廃 ③その他当社やむを得ない場合
- (2)前項の場合、法令に基づき、お客様は当社の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当該が前項の通知を行ってから、法律で定められた一定期間を経過した場合には、お客様は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることが異議なく承諾することとします。

第21条(制約事項)

第3条に定める理由、およびその他の理由により、お客様が電子マネーサービスを利用することができないことと当該お客様に生じた損害等について、当社はご自身の責任を負わないものとします。(当該不利利益または損害がお客様の故意または重大過失による場合を除きます。ただし、当該失効については当該はかかる場合損害賠償の責任を負わないものとします。)

第22条(通知の到達)

当社は、お客様に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社はお客様から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を送付すれば足りるものとします。当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第23条(合意書調印義務)

お客様は、本規約に基づき取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所をすることを異議なく承諾するものとします。

フレカ

他社のカードに同様なマークが付いていても、当社ではご利用になれません。

【ご相談窓口】

- フレカ電子マネーサービスに関するお問合せ・ご相談等は、当社のホームページをご参照いただくか、下記ご連絡ください。株式会社フレイン ホームページ <http://www.frein.co.jp>
- 個人情報に関するお問い合わせや、開示等の申出等に関する申し立ては、下記までお願いします。

株式会社フレイン
〒778-0022 大阪府住吉区南船場201-2
(電話) (0974) 63-2727(10:00~17:00 土・日・祝日・年末年始・お盆除く)